

《販売費及び一般管理費に関する留意点》

1. 役員報酬、賞与等の損金算入

従来、役員に対する給与・報酬としては原則として損金に算入される定期同額給与(いわゆる年棒)である「役員報酬」と原則として損金に算入されない臨時的な給与である「役員賞与」に区分していました。しかし、「会社法」施行に伴い、役員報酬及び賞与等が一本化されました。

平成18年度の税制改正により役員賞与であっても「事前確定届出給与」であれば損金算入されるようになりましたが、届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合には、実際の支給額全額が損金不算入となります。

役員に対する給与等としては「定期同額給与」すなわち役員報酬のみとした方が無難です。

1. 役員給与の損金不算入

平成19年4月1日以後に開始する各事業年度において、法人が役員に対して支給する給与のうち次のいずれにも該当しないものは、損金の額に算入しません(法人税法34条1項)。

損金に算入される役員給与

定期同額給与	事前確定届出給与	利益連動給与(同族会社を除く)
--------	----------	-----------------

(注) 1. 上記のうち、不相当に高額な部分の金額は、損金の額に算入されません。

2. 上記の給与から(1)退職金、(2)新株予約権によるもの(法人税法第54条第1項に規定するもの)、(3)使用人兼務役員としての給与、(4)法人が事実を隠ぺいし又は仮装して経理することによりその役員に対して支給するものは除きます。

2. 損金に算入される役員報酬等

(1) 定期同額給与

定期同額給与とは、役員に対して支給する給与で次に挙げるものをいいます。

支給時期が1月以下の一定の期間ごとにあり、かつ、事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与(法法34条1項1号)

支給時期が1月以下の一定の期間ごとにあるもの(以下「定期給与」という)の額が会計期間開始日から3月を経過する日(以下「会計期間3月経過日」という)までに改定された場合は次に掲げる定期給与(法令69条1項1号)

ア. 改訂前の各支給時期(当該事業年度に限る)における支給額が同額である定期給与

イ. 改訂以後の各支給時期における支給額が同額である定期給与
定期給与の額が経営状況の著しい悪化、その他これに類する理由により、改定された場合(減額した場合に限り)に該当する場合を除く)当該事業年度の改訂前の各支給時期における支給額及び改訂以後の各支給時期における支給額がそれぞれ同額である定期給与(法令69条1項2号)
継続的に供与される経済的な利益のうち、供与される利益の額が毎月概ね一定であるもの(法令69条1項3号)

(2) 事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、役員の職務に対し所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給される給与で、納税地の所轄税務署長に一定の事項を記載した届出をしたものをいいます(法法34条1項2号、法令69条2項)。

届出は、その給与にかかる職務の執行開始日と会計期間3月経過日とのいずれか早い日で行う必要があります。ただし、同族会社以外の法人が定期給与を支給しない役員に対して支給する給与については、その届出をする必要はありません。同族会社に該当するかどうかの判定は、その法人が定期給与を支給しない役員の職務につき、その定めをした日（新設法人にあっては設立の日）の現況によります。

(3) 一定の利益連動給与

一定の利益連動給与とは同族会社以外の法人が業務を執行する役員に対して支給する次に上げる要件をすべて満たす給与をいいます。

その算定方法が、有価証券報告書に記載されるその事業年度の利益に関する指標を基礎とした客観的なもので、一定の要件を満たすものであること

有価証券報告書に記載されるその事業年度の利益に関する指標の数値が確定した後1か月以内に支払われ、又は支払われる見込みであること

損金経理をしていること

3. 会計上の留意点

過大な役員給与等の損金不算入

役員に対して支給する給与のうち不相当に高額な部分の金額は損金の額に算入しません（法人税法34条2項）。また、事実を隠ぺいし、または仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する報酬の額は損金の額に算入しません（法法34条3項）。

過大な使用人給与の損金不算入

特殊関係使用人に対して支給する退職給与の額のうち不相当に高額の部分の金額は損金の額に算入しません（法法36条）。

「不相当に高額な部分の金額」とは、その使用人の職務内容、法人の収益および他の使用人に対する給料の支給の状況、類似法人の使用人給与の支給状況等に照らし、その使用人の職務に対する対価として相当な金額を超える金額をいいます（法令72条の3）。

使用人兼務役員 of 取扱い

使用人兼務役員とは、役員のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいいます（法法34条5項）。ただし、次に該当する者は使用人兼務役員とはなれません。

ア．社長、理事長、代表取締役、代表執行役、代表理事、清算人 イ．副社長、専務、常務、その他これらのものに準ずる役員 ウ．合名会社、合資会社、合同会社の業務執行社員 エ．委員会設置会社の取締役、会計参与、監査役、監事 オ．同族会社の特定株主

特殊関係使用人

特殊関係使用人とは、次のものをいいます。

ア．役員 of 親族 イ．役員と事実上婚姻関係と同様の関係にある者 ウ．役員から生計の支援を受けている者 エ．上記イ、ウの者と生計を一にする親族

役員報酬と従事分量配当の併給の取り扱い

法人税基本通達14-2-4において、「役員又は使用人である組合員に対し

給与を支給しても、協同組合等に該当するかどうかの判定には関係がない」とされています。このため、たとえば役員である組合員に対して、役員としての役割に役員報酬を支給したうえで、現場における生産活動に従事した程度に応じて別途、従事分量配当を行うことが可能であると考えられます。

しかしながら、同一人に対して給与と従事分量配当を併給することができないとする見解もあり、その取扱いが定かではありません。従って、役員報酬と従事分量配当を併給する場合は、事前に税務署等に確認した方がよいでしょう。

消費税の取扱い

給与等を対価とする役務の提供は消費税の課税の課税支出とならず、消費税の不課税支出となります。(消法2条1項一五)

4. 集落営農型法人における役員報酬の支払い方

少額の役員報酬の扱い

島根県の多くの集落営農型法人で行われている年1回、数万円程度の少額の役員報酬については、臨時給与として「事前確定届出給与」に該当します。しかし、事前届出については同族会社である会社法人に限定されますので、集落型の法人の場合、まず該当しないと考えられます。ただし、対象者・金額・支給日を総会で承認を受け、議事録に記載する必要があります。

専従的な役員への定期同額役員報酬の扱い

専従的な役員に対し、定期的な給与として毎月、同額の役員報酬（例えば月20万円程度）を支給し、年間従事体制を行うことは可能だと考えられます。この場合は、「定期同額給与」に該当します。ただし、その場合は源泉徴収の必要がありますし、原則として労災保険や社会保険の強制加入の対象になるものと考えられます。

事前確定届出給与と定期同額給与の併用

役員報酬の額、支払時期を役員ごとに変えること、すなわち、事前確定届出給与と定期同額給与の併用は可能だと考えられます。例えば、専従（常勤）役員月額20万円・毎月払い、非専従（非常勤）役員年5万円・年1回払いとすることは可能と考えられます。ただし、各役員報酬の取扱い（要件）については上記及びと同様となります。

5. 経理の方法

役員報酬を支払った場合は次のような仕訳を行います。

摘要 退職金共済の掛金を支払った。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
支払日	役員報酬	不	500,000	普通預金	不	500,000	

6. 申告書の記載

定期同額給与以外の給与など損金不算入となる役員給与を支給した場合には、下記のとおり申告書別表に記載し、明細書を添付します。

申告書：別表4「(加算)役員給与の損金不算入額」/社外流出(その他)

明細書：なし

2. 同業者団体の入会金と会費の取扱い

法人が支出した同業者団体に対する入会金及び会費の取扱いは次のとおりです。

- (1) 入会金
他に譲渡できるもの及び出資の性質を有するもの 資産に計上
上記以外 20万円以上は繰延資産に計上、20万円未満は全額損金算入
- (2) 会費
通常会費 支出した事業年度の損金に算入
その他の会費 前払費用に計上し、同業者団体が現実に支出した時点で、その内容に応じた科目で処理(損金算入)

1. 入会金及び会費の取扱い

法人が支出した同業者団体に対する入会金及び会費の取扱いは次のとおりです(法32、法令14,64,134、法基通8-1-11,8-2-3,9-7-15の3)。

(1) 入会金

他に譲渡できるもの及び出資の性質を有するもの

入会金のうち、「会員としての地位を他に譲渡することができることとなっているもの及び出資の性質を有するもの」については、譲渡又は脱退するまで資産に計上します。

上記以外(他に譲渡できないもの及び出資の性質を有しないもの)

上記以外のものについては、繰延資産に該当し、償却期間は5年となります。ただし、支出金額が20万円未満の場合には損金経理により全額損金算入することができます。

(2) 会費

通常会費

同業者団体が会員のために行う広報活動、研修指導、その他通常の業務運営などのための経常費用の分担金として支出する会費については支出した事業年度の損金の額に算入します。

ただし、同業者団体において、通常会費について不相当に多額な剰余金が生じていると認められる場合には、その剰余金が生じた時以後に支出する会費については、剰余金が適正な額になるまで前払費用として資産に計上します。

なお、通常会費の全部又は一部をその他の会費の使途に支出している場合には、その部分はその他の会費として取り扱われます。

その他の会費

同業者団体が会館の取得、会員相互の懇親、政治献金などの目的のために支出する会費については前払費用として資産に計上し、その後同業者団体が現実に支出した時点で、その用途に応じて繰延資産、福利厚生費、交際費、寄附金などとして処理します。

2. 消費税の取扱い

入会金、会費については「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け」に該当しない、つまり「対価性がない」ことから、消費税の課税対象外、いわゆる「不課税取引」に該当します。

3. 経理の方法

入会金、会費の内容に応じ、次のような仕訳を行います。

(1) 入会金

他に譲渡できるもの及び出資の性質を有するもの

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
支払日	出資金(注1)	不	100,000	普通預金	不	100,000	入会金の資産計上

(注) 1. 本資料の勘定科目設定例には「入会金」に該当する科目はありませんので、「出資金」を使用しました。固定資産(投資等)に「入会金」などの勘定科目を設定しても構いません。

2. 脱退等により入会金の返還があった場合は、下記の仕訳を行います。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
受取日	普通預金	不	100,000	出資金	不	100,000	資産の取崩

上記以外(他に譲渡できないもの及び出資の性質を有しないもの)

ア. 20万円以上

繰延資産に計上し、5年均等償却を実施

入会金支払時

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
支払日	その他繰延資産	不	200,000	普通預金	不	200,000	資産計上

決算時・繰延資産の償却

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
支払日	繰延資産償却	不	40,000	その他繰延資産	不	40,000	5年均等償却

イ. 20万円未満

損金経理により全額を損金に算入

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
支払日	諸会費(注)	不	100,000	普通預金	不	100,000	全額損金算入

(注) 本資料の勘定科目設定例には全額を損金に算入する入会金に該当する科目はありませんので、「諸会費」を使用しました。

(2) 会費

通常会費

支出した事業年度の損金に算入

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
支払日	租税公課(注)	不	100,000	普通預金	不	100,000	全額損金算入

その他の会費

前払費用に計上し、同業者団体が現実に支出した時点で損金算入

支払時

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
支払日	前払費用	不	50,000	普通預金	不	50,000	資産計上

同業者団体が現実に支出した時

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
実現日	福利厚生費など(注)	不	40,000	前払費用	不	40,000	経費への振替

(注) その用途に応じて繰延資産、福利厚生費、交際費、寄附金などで処理します。

3. 集荷円滑化対策等の生産者拠出金の取扱い

過剰米処理を促進するための対策「集荷円滑化対策」の生産者拠出金の取扱いは次のとおりです。

(1) 拠出時

預け金として資産計上します。

(2) 生産者支援金又は返還金の受取時

生産者拠出金から返還金を差し引いた金額が損金に算入されます。

集荷円滑化対策の過剰米処理のための助成金（生産者支援金）は当該年の益金となります。

「米需要拡大基金」の拠出金については拠出時点で損金とします。

1. 集荷円滑化対策

(1) 生産者拠出金の取扱い

18年度以降における集荷円滑化対策の生産者拠出金については、豊作による過剰米処理を促進するための助成金である生産者支援金（4,000円/60kg）に充てた後も十分な資金が残る場合には、生産者に払い戻しが行われます。

なお、この取扱いは19年1月時点（「集荷円滑化対策の税務上の取扱いについて」、農林水産省総合食料局食料部計画課作成）のものであり、制度の変更等により取扱いが変更される場合がありますので、注意が必要です。

(2) 生産者拠出金の税務上の取扱い

拠出時点

生産者拠出金は、生産者支援資金が造成された時点では、「預け金」として扱います。

生産者支援金及び返還金の受け取り時点

生産者支援資金から生産者に対して生産者支援金又は返還金の支出がなされた時点において、次のとおり扱います

ア. 生産者拠出金

生産者拠出金から返還額を差し引いた金額は事業所得の計算上の必要経費（損金）に算入されます。

なお、事業所得計算上の必要経費（損金）に算入するのは、拠出者が当該返還金の通知を受けた年（事業年度）となります。

また、生産者拠出金は「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け」に該当しない、つまり「対価性がない」ことから、消費税の課税対象外、いわゆる「不課税取引」になります。

イ. 生産者支援金

生産者支援金は当該年の収入（益金）として扱います。

なお、生産者支援金は「国等からの補助金、奨励金、助成金等」に該当し、消費税の課税対象外、いわゆる「不課税取引」になります。

ウ. 返還金

残余による返還金については、税務上の処理は生じません。

(3) 経理の方法

拠出金拠出時

摘要 集荷円滑化対策の拠出金15万円を支払った。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
支払日	長期預け金(注)	不	150,000	普通預金	不	150,000	拠出金の資産計上

(注) 返還金がいつ発生するかわかりませんので、流動資産(1年未満)ではなく固定資産(1年以上)としました。

生産者支援金及び返還金の受け取り時

ア. 返還金の受け取り

摘要 集荷円滑化対策の拠出金の返還金10万円を受け取った。

拠出金15万円から返還金10万円を差し引いた5万円が経費を算入

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
通知日	普通預金	不	100,000	長期預け金	不	150,000	返還金相当額
(注)	拠出金・負担金	不	50,000				拠出金 - 返還金

(注) 1. 生産者拠出金の必要経費(損金)への算入時期は当該返還金の通知を受けた日となりますので、事業年度を超える場合は期末日において費用のみ計上することになります。

2. 拠出金15万円から返還金10万円を差し引いた5万円を費用に算入します。

3. 「拠出金」に対応する勘定科目の設定がない場合は、売上原価(販売費・一般管理費)に「拠出金」、「拠出金・負担金」等の勘定科目を設定してください。

4. 生産者拠出金は「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け」に該当しない、つまり「対価性がない」ことから、消費税の課税対象外、いわゆる「不課税取引」になります。

イ. 生産者支援金の受け取り

摘要 集荷円滑化対策の生産者支援金4万円を受け取った。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
交付決定日(注1)	普通預金	不	40,000	一般助成収入(注2)	不	40,000	

(注) 1. 生産者支援金の益金算入時期は支援金の交付が決定した日(交付決定日)となりますので、支援金の受け取りが、事業年度を超える場合は期末日において「未収入金」に計上します。

2. 生産者支援金については国等から交付される交付金・助成金に類するものであることから「一般助成収入」(営業外収入)としました。

2. 米需要拡大基金拠出金

JA系統が米の需要拡大推進対策に充てる「米需要拡大基金」の生産者拠出金(平成19年度は200円/10a)は拠出時点で経費(損金)とし、次のような会計処理を行います。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
支払日	拠出金・負担金	不	50,000	普通預金	不	50,000	

4. 交際費等の損金不算入

法人が支出した交際費等の額は、原則として損金の額に算入されませんが、資本金1億円以下の法人は一定額が控除されます。

得意先等に行う接待、贈答等のための交際費、接待費等は損金算入になりません。

無駄な交際費は使わないこと、交際費以外の経費になるものは会議費など適正な勘定科目で処理することが必要です。

1. 交際費等の損金不算入

法人が支出する交際費等の額のうち、次の額は損金に算入しません。従って、無駄な交際費は使わないこと、交際費以外の経費になるものは会議費など適正な勘定科目で処理することが必要です。

資本金額	交際費等の額	損金不算入額
期末資本金1億円以下	年400万円(注)以下部分	10%
	年400万円(注)超部分	全額
期末資本金1億円超		全額

(注)定額控除限度額といわれています。定額控除限度額は年400万円ですが、設立第1期などで事業年度1年に満たない場合は次の金額となります。

定額控除限度額 = 400万円 × (その事業年度の月数 / 12)

2. 交際費等とは

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入れ先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます(措法61条の4,3項)。

ただし、次に掲げる費用は交際費等から除かれます(措法61条の4,3項、措令371条の5)。

1人当たり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)

(注)交際費として経理するが、課税対象の交際費等から除かれたので、帳簿等に「 会社 部、 (氏名)部長他10名、卸売先」といった形で記録しておき、1人当たりの金額が計算できるようにしておく。

専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用の他、従業員(元従業員も含む)やその親族などの慶弔に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用 『福利厚生費』

一般の農場見学者に農産物の試食、試飲させる費用、得意先などの対する見本品、試用品の供与に通常要する費用、自社農産物の普及のための得意先に農場を見学させる場合の交通費、食事、宿泊の費用の他、カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用 『広告宣伝費』

会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用 『会議費』

新聞、雑誌等の出版物または放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、または放送のための取材に通常要する費用 『広告宣伝費・取材費』

3. 消費税の取扱い

交際費等に係る消費税額

交際費等の損金不算入額の計算上、税込経理方式の場合には交際費等に係る消費税等の額は、その全額が交際費等の額に含まれることになります。

一方、税抜経理方式の場合には、交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象消費税額等に相当する金額は交際費等の額に含めませんが、控除対象外消費税額等に相当する金額は、交際費等の額に含まれることになります（消費税法個別通達、直法第2-1(例規)(H元-03-01)消費税等の施行に伴う法人税の取扱いについて）。

消費税の取扱い

祝い金、見舞金等は原則として消費税の課税仕入になりません（消基通5-2-14）。

4. 経理の方法

交際費等を支払った場合は次のような仕訳を行います。

なお、交際費等の損金不算入がある場合は特に仕訳の必要はありませんが、申告書別表4「所得の金額の計算に関する明細書」に記載が必要です。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
支払日	交際費	課	500,000	普通預金	不	500,000	

5. 申告書の記載

交際費等の損金不算入がある場合は、下記のとおり申告書別表4「所得の金額の計算に関する明細書」に記載し、明細書を添付します。

申告書：別表4「(加算)交際費等の損金不算入額 - 8」 / 社外流出(その他)

明細書：別表15「交際費等の損金算入に関する明細書」

5. 使途秘匿金の損金不算入

相手方の氏名等を帳簿書類に記載していない使途秘匿金は、損金不算入及び特別税額の加算があります。

使途秘匿金と認定されないように帳簿には支出の相手方の氏名等を、常に記載するようにします。

1) 使途秘匿金とは

使途秘匿金の支出とは、法人が支出したもののうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名(名称)、住所(所在地)及びその事由を帳簿書類に記載していないものです(措法62条2項)。

2) 使途秘匿金の損金不算入

使途秘匿金の支出については法人税を納める義務があります(措法62条1項)。金銭のほか、贈与、供与、その他これらに類する金銭以外の資産の引き渡しについても同様の扱いとなります。

3) 使途秘匿金の特別税額

法人税の規定により計算した通常の法人税額の額に使途秘匿金の支出額の40%を乗じた金額を加算します(措法62条1項)。

4) 消費税の取扱い

課税仕入れ等の税額控除に係る帳簿及び請求等を保存しない場合、保存がない部分については仕入れに係る消費税額控除の適用を受けることができません。このため、使途秘匿金についても消費税額についても仕入れに係る消費税額控除の適用を受けることができません(消基通11-2-23)。

5) 申告書の記載

下記のとおり申告書別表に記載し、明細書を添付します。

別表1：法人税額「10」の上段に外書き

別表4：「(加算)使途秘匿金の損金不算入額」/社外流出(その他)

明細書：なし

6. 寄附金の一部損金不算入

寄附金とは、事業に直接、関連のない者への金銭や資産の贈与または、経済的な利益の無償の供与のことをいいます。

寄附金は企業会計上は全額が費用となりますが、税法上は寄附の相手先によって扱いが異なります。

- (1) 損金算入限度額を超える寄附金 損金不算入
- (2) 特定公益法人に対する寄附金 損金算入
- (3) 寄附金を利益処分した場合 損金不算入

1. 寄附金とは

寄附金とは、寄附金、拠出金、見舞金、その他、いずれの名義をもってするかを問わず、金銭や資産の贈与、または、経済的な利益の贈与または無償の供与をいいます（法法37条6項）。

なお、次のような事業に直接関係のない者に対する金銭の贈与は原則として、寄附金となり、交際費等には含まれません。

社会事業団体、政治団体に対する拠出金
神社の祭礼等の寄贈金

2. 寄附金の損金不算入

寄附金の損金算入・不算入の取扱いは下記のとおりとなります。

損金算入限度額を超える寄附金の損金不算入

法人が支出した寄附金の額のうち損金算入限度額を超える部分の金額は損金の額に算入しません（法人税法37条2項）。

ただし、国等に対する寄附金及び指定寄附金（注）については、その全額が損金の額に算入されます（法法37条3項1号、2号）。

（注）指定寄附金とは公益法人等に対する寄附金のうち、「広く一般に募集されること」、「教育・科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等公益の増進に寄与するための支出」で、緊急を要するものに充てられることが確実であることとして財務大臣が指定したものをいいます（法法37条3項2号）。

特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入額

特定公益増進法人に対する寄附金については、通常の損金算入額と別に、その限度額と同額まで損金の額に算入されます（法法37条3項3号）。

（注）特定公益増進法人とは公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育・科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等公益の増進に著しく寄与するものとして政令（法令77条1項）で定めるものをいいます（法法37条3項3号）。

認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）に対する寄附金については、特定公益増進法人と同様に扱われます。

寄附金を利益処分した場合の損金不算入額

法人が支出した寄附金を利益処分経理した場合は国等に対する寄附金・指定寄附金、特定公益増進法人への寄附金を除き、損金の額に算入しません（法法37条1項）。

3. 低廉譲渡等の扱い

法人が行った資産の譲渡または経済的な利益の供与の対価の額が時価に比して著しく低いときは、その対価の額と時価の差額のうち実質的に贈与、または無償の供与をしたと認められる金額は寄附金の額に含まれるものとされます（法法37条7項）。

このため、無償による資産の譲渡、無償による役務の提供は法人の益金の額に算入すべきこととなっていますので（法法22条2項）、税務上は次のような仕訳を行うこととなり、企業会計上の利益は生じませんが、寄附金等の損金不算入により課税されることとなります。

$\begin{aligned} & (\text{寄附金}) \quad \times \times \times \quad / \quad (\text{資産譲渡益等}) \quad \times \times \times \\ & \text{寄附金は一部損金不算入。資産譲渡益等は全額益金算入。} \end{aligned}$

4. 損金算入限度額

寄附金の損金に算入される限度額は次の算式で表される金額です（法令73条1項）。

$(\text{期末資本等の金額(注1)} \times 0.25\% + \text{その事業年度の所得の金額(注2)} \times 2.5\%) / 2$
--

(注)1. 資本等の金額は次のとおりです。

資本等の金額 = 資本の金額（出資金額） + 資本積立金額

ただし、設立第1期などで事業年度が1年に満たない場合は次の金額となります。

$\text{期末資本等の金額(月換算額)} = \text{資本等の金額} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12}$
--

2. その事業年度の所得の金額とは申告書別表4「所得の金額に関する明細書(簡易様式)」の仮計(22)の金額(当期利益から損金算入・不算入等の加算・減算後の金額)です。

5. 消費税の取扱い

寄付金は原則として消費税の課税仕入れになりません（消基通5-2-14）。

6. 経理の方法

寄附金は企業会計上は全額が費用となりますので、寄附を行った場合は次のような仕訳を行います。

なお、損金算入限度額を超える寄附金や利益処分による寄附金により損金不算入がある場合は特に仕訳の必要はありませんが、申告書別表4「所得の金額の計算に関する明細書」に記載が必要です。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
支払日	寄付金	不	500,000	普通預金	不	500,000	

7. 申告書の記載

下記のとおり申告書別表に記載し、明細書を添付します。

別表4：「(仮計下・加算)寄附金の損金不算入額-23」/ 社外流出(その他)

7. 退職金共済掛金の扱い

従業員の退職金の共済掛け金はその制度により損金算入額が異なります。
従業員のための退職金は、掛け金の全額が損金に算入される中小企業者退職金共済制度(実施団体：勤労者退職金共済機構)が有利となります。

1. 適格退職年金契約等の掛け金等の損金算入

次に掲げる退職金共済の掛け金等の払い込みに充てるため支出した金額は、支出した事業年度の損金の額に算入します(法令135条)。

勤労者退職金共済機構、特定退職金共済団体が行う退職金共済制度に基づいて被共済者のために支出した掛け金

適格退職年金契約に基づいて受益者等のために支出した掛け金または保険料

2. 経理の方法

退職金共済の対象が生産業務に従事する者の場合は製造原価で、販売・管理業務に従事する者の場合は販売費及び一般管理費で仕訳を行います。

摘要 退職金共済の掛金を支払った。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
支払日	法定福利費	不	10,000	普通預金	不	10,000	

明細書：別表14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」なし

8. 租税公課の損金算入・不算入

租税公課には事業税や固定資産税等の損金算入されるものと法人税や住民税等の損金不算入のものがあります。

租税公課は生産用と販売管理用に区分します。生産用の固定資産税や自動車税は製造原価へ、印紙税、税込み経理方式の消費税などは販売費一般管理費とします。

1. 損金に算入されない租税公課(法人税額等の損金不算入)
次に上げる租税公課は損金の額に算入しません(法法38条1,2項)。

法人税、住民税(県民税、市町村民税)

国税の延滞税・過少申告加算税・無申告加算税・不納付加算税・重加算税、印紙税の過怠税、地方税の延滞金(納期限の延長の場合の延滞金を除く)・過少申告加算金・不申告加算金・重加算金

罰金、科料、過料

国民生活安定緊急措置法・独占禁止法の課徴金・延滞金

公益法人等に対して課される贈与税・相続税

2. 損金算入される租税公課

法人事業税(しかし、住民税、法人税と一緒に計上するのが一般的である)

消費税

固定資産税、都市計画税、自動車税、特別地方消費税

酒税、その他の個別消費税

退職年金等積立金に対する法人税、県民税、市町村民税

利子税、納期限延長の場合の延滞金

(注)法人事業税については経理上、住民税、法人税と一緒に計上するのが一般的です。

3. 租税公課の損金算入時期

損金の額に算入される租税公課の損金算入時期については、それぞれ次のとおりです(法法38～41、55、法令111の3、法基通9-5-1、9-5-2、9-5-6)。

	税の徴収方法	損金算入時期(原則)
事業税	申告納税方式	納税申告書を提出した事業年度
自動車税、固定資産税、不動産取得税	賦課課税方式	賦課決定のあった事業年度
軽油取引税	特別徴収方式	納入申告書を提出した事業年度
利子税、納期限延長の場合の延滞金		納付した事業年度

解説

事業税、酒税、事業所税などの申告納税方式による租税については、納税申告書を提出した事業年度です。また、更正又は決定のあったものについては、その

更正又は決定のあった事業年度となります。

ただし、その事業年度の直前事業年度分の事業税については、その事業年度終了の日までにその全部又は一部につき、申告更正又は決定がされていない場合であっても、その事業年度の損金の額に算入することができます。

また、収入金額又は棚卸資産の評価額に含めた申告期限未到来の酒税などや、製造原価、工事原価その他これらに準ずる原価のうち申告期限未到来の納付すべき事業に係る事業所税を損金経理により未払金に計上したときは、その損金経理をした事業年度となります。

自動車税、固定資産税、不動産取得税、都市計画税などの賦課課税方式による租税については、賦課決定のあった事業年度となります。

ただし、納期の開始日の事業年度又は実際に納付した事業年度において損金経理をした場合には、その損金経理をした事業年度となります。

軽油取引税、ゴルフ場利用税などの特別徴収方式による租税については、納入申告書を提出した事業年度です。

また、更正又は決定のあったものについては、その更正又は決定のあった事業年度となります。

ただし、収入金額のうちに申告期限未到来のこれらの租税の納入すべき金額が含まれている場合において、その金額を損金経理により未払金に計上したときは、その損金経理をした事業年度となります。

国税の利子税や地方税の納期限の延長に係る延滞金は、納付した事業年度となります。

ただし、その事業年度の期間に対応する未納額を損金経理により未払金に計上したときは、その損金経理をした事業年度となります。

4．経理の方法

税金を納付した場合は次の仕訳を行います。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
支払日	租税公課	不	500,000	普通預金	不	500,000	

(注)1. 損金の額に算入される租税公課は上記のように損金算入時期が定められています。

2. 損金不算入の法人税等の処理方法については「法人税等の期末処理」を参照してください。

5．申告書の記載

損金に算入した法人税がある場合は申告書別表4「所得の金額の計算に関する明細書」の加算「損金の額に算入した法人税額」2に記載します。